

地方独立行政法人静岡県立病院機構の役員報酬支給基準の改正について（概要）

1 改正の基本的考え方

静岡県においては、人事委員会から職員の期末勤勉手当の支給率の引き下げその他の給与制度の改正が勧告されています。

県立病院機構役員の賞与については、静岡県の特別職の報酬制度を踏まえて制度設計をしているところではありますが、静岡県では人事委員会勧告を考慮して、静岡県の特別職の期末手当を引き下げるものと考えられるため、県立病院機構の役員報酬についても、県の特別職と同様の引き下げを行うことを予定しています。

なお、最終的には、平成 21 年 11 月開催の理事会の審議を経て 11 月中に決定することを考えています。

2 内容

(1) 支給率の改正（案）

ア 平成 21 年 12 月期

支給率 1.75 月 → 1.65 月（▲0.1 月）

【影響額（副理事長）】

・ 600,000 円 × (1 + 0.45 (加算率)) × 1.65 = 1,435,500 円 … A (改正後)

・ 600,000 円 × (1 + 0.45 (加算率)) × 1.75 = 1,522,500 円 … B (改正前)

A (改正後) - B (改正前) = ▲ 87,000 円

※平成 21 年 6 月期の賞与は、1.60 → 1.45 月（▲0.15 月）としており、平成 21 年度合計では、3.1 月の支給率となる。（平成 21 年 4 月の役員報酬規程の制定時と比較すると▲0.25 月。）

イ 平成 22 年度賞与支給率

6 月期	12 月期	年 計
1.45 月	1.65 月	3.10 月

(2) 施行日

平成 21 年 11 月末日

（平成 21 年 11 月の理事会（開催予定日）に諮った上で、理事長が決定。）

※平成 21 年 12 月から適用。

(3) 役員報酬規程改正後全文のイメージ

別紙のとおり